

第47期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年8月28日（木曜日）
午前10時

開催場所

150-0012 東京都渋谷区広尾1-1-7
恵比寿プライムスクエアシティ1階
※昨年と開催場所が異なります。
ご来場の際は、お間違いのない
ようご注意ください

議決権行使
期限

2025年8月27日（水曜日）
午後7時00分まで

株式会社シーラホールディングス

証券コード：8887

CONTENTS

第47期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）5名選任の件	
第4号議案 監査等委員である 取締役2名選任の件	
第5号議案 会計監査人選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬限度 額改定の件	
第7号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度導入の件	
事業報告	24
計算書類	42
監査報告書	46

証券コード8887
2025年8月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾1丁目1番39号
株式会社シーラホールディングス
代表取締役社長 湯藤善行
グループ執行役員COO

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第47期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://sylaholdings.jp/ir_news/shareholders/



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認いただく場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「シーラホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「8887」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本株主総会につきましては、会場の座席数に限りがありますので、極力書面又はインターネットにて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。議決権につきましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。2025年8月27日（水曜日）午後7時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日(木曜日) 午前10時(受付開始予定:午前9時)
2. 場 所 東京都渋谷区広尾1丁目1番7号 恵比寿プライムスクエアシティ1階
CROAK Prime Studio

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

(当社は2025年6月1日をもって、本店を埼玉県草加市から東京都渋谷区に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項

第47期(2024年6月1日から2025年5月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額改定の件
第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

~~~~~  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

電子提供措置事項のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第6条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

# 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

### 議決権行使期限

2025年8月27日（水曜日）  
午後7時00分到着分まで

## インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

### 議決権行使期限

2025年8月27日（水曜日）  
午後7時00分まで

## 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

### 株主総会開催日時

2025年8月28日（木曜日）  
午前10時（受付開始予定：午前9時）

## 議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

# インターネット等による議決権行使のご案内

## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

### 1. QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2. 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



### ① ご注意

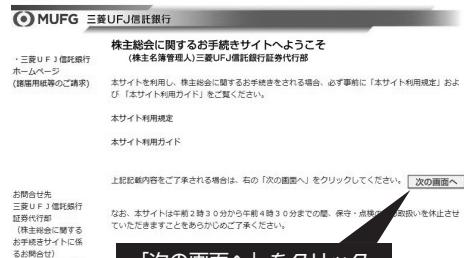
- ・ 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

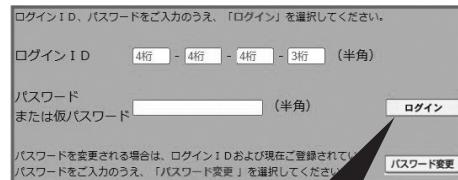
<https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

### 2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 株主総会参考書類 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

### 剰余金の処分に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、長期的な経営基盤の強化に努め、安定的な利益配当を行うことを基本方針としております。

この配当方針に基づき、第47期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金1.50円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は18,090,450円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年8月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社事業の現状に即して実施予定のない事業目的を削除するとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

(2) 取締役会の運営について迅速かつ柔軟な対応を可能とすることを目的として、現行定款第19条(取締役会)に取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。

(3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本変更につきましては、2025年8月29日付でその効力が生じるものといたしたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条<br/>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>土木建築工事の請負並びに企画、調査、設計及び監理</u></li> <li>2. <u>建築資材、住宅機器、家具及びインテリア製品の輸入並びに加工、販売及び施工</u></li> <li>3. <u>建設工事事用機械器具の製作、販売、賃貸及び運搬</u></li> <li>4. <u>宅地建物取引業</u></li> <li>5. <u>有価証券の売買</u></li> <li>6. <u>損害保険代理業</u></li> <li>7. <u>金銭の貸付並びに貸借の仲介及び保証</u></li> <li>8. <u>生命保険の募集に関する業務</u></li> <li>9. <u>不動産の賃貸借に関する業務</u></li> <li>10. <u>マンション管理に関する業務</u></li> <li>11. <u>特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分等の売買、仲介及び管理</u></li> </ol> | <p>(目的)<br/>第2条<br/>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>不動産の売買、賃貸借、管理、運用及び仲介</u></li> <li>2. <u>宅地建物取引業</u></li> <li>3. <u>不動産の証券化事業</u></li> <li>4. <u>不動産信託にかかる信託受益権の売買</u></li> <li>5. <u>不動産特定共同事業に関する業務</u></li> <li>6. <u>マンション管理に関する業務</u></li> <li>7. <u>土木建築工事の請負並びに企画、調査、設計及び監理</u></li> <li>8. <u>各種建築物、構築物、造園、店舗レイアウト等に関する企画、デザイン、設計及び施工管理</u></li> <li>9. <u>住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム</u></li> <li>10. <u>建築資材、住宅機器、家具及びインテリア製品の輸入並びに加工、販売及び施工</u></li> <li>11. <u>塗料の開発及び販売</u></li> </ol> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>12. <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業</u></p> <p>13. <u>温泉の供給並びに販売に関する業務</u></p> <p>14. <u>温泉浴場施設の経営</u></p> <p>15. <u>遊園地の経営</u></p> <p>16. <u>倉庫業に関する業務</u></p> <p>17. <u>日用雑貨、玩具、家庭用電気製品、通信機器、食料品、衣料品の販売</u></p> <p>18. <u>古物営業法による古物商</u></p> <p>19. <u>ホテル及び旅館の経営</u></p> <p>20. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> | <p>12. <u>建設工事中用機械器具の製作、販売、賃貸及び運搬</u></p> <p>13. <u>土地建物の有効利用に関する企画、調査及び設計</u></p> <p>14. <u>都市開発に関する企画、調査及び設計</u></p> <p>15. <u>太陽光発電による電力の販売</u></p> <p>16. <u>太陽光発電システムの販売、設置、施工、管理、保守、メンテナンス及び研究開発</u></p> <p>17. <u>建築士事務所の経営</u></p> <p>18. <u>有価証券の取得、保有及び売買</u></p> <p>19. <u>損害保険代理業</u></p> <p>20. <u>金銭の貸付並びに貸借の仲介及び保証</u></p> <p>21. <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>22. <u>特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分等の売買、仲介及び管理</u></p> <p>23. <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業</u></p> <p>24. <u>ベンチャー企業、一般企業への投資、融資及び経営指導</u></p> <p>25. <u>会計計算及び経営管理資料等の作成その他経理事務並びに投資審査業務の受託</u></p> <p>26. <u>投資事業有限責任組合その他投資事業を行う法人、組合その他の団体等の組成、管理及び運用並びにこれらの団体等の財産の運用及び管理</u></p> <p>27. <u>温泉の供給並びに販売に関する業務</u></p> <p>28. <u>温泉浴場施設の経営</u></p> <p>29. <u>飲食店並びに喫茶店の経営</u></p> <p>30. <u>倉庫業に関する業務</u></p> <p>31. <u>ダイレクトメールの受託業</u></p> <p>32. <u>労働者派遣事業</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>33. 有料職業紹介業</p> <p>34. 企業における従業員教育の受託</p> <p>35. 企業調査、市場調査、流通調査等の各種調査業務</p> <p>36. 経営コンサルティングその他の各種コンサルティング業務</p> <p>37. 日用雑貨、玩具、家庭用電気製品、通信機器、食料品、衣料品の販売</p> <p>38. コンピューターソフトウェアの開発及び販売</p> <p>39. 古物営業法による古物商</p> <p>40. 旅館業法に基づく旅館業を含むレジャー施設(別荘、コンドミニウム、ペンション、マンション、ホテル、旅館等の宿泊住居、保養施設等)の企画、建設、経営、運営受託並びにそれらの施設の所有権、利用権及びクラブ会員権の売買並びに仲介</p> <p>41. 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業</p> <p>42. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業その他宿泊施設の経営</p> <p>43. フランチャイズチェーン本部事業</p> <p>44. 各種出版物の発行</p> <p>45. 通信事業の代理店業務</p> <p>46. その他適法な一切の事業</p> <p>47. 前各号に付帯する一切の業務</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会)<br/>第19条</p> <p>取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> | <p>(取締役会)<br/>第19条</p> <p>取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

また、監査等委員会は、本議案の内容は相当であり、指摘すべき事項は無いと判断いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名   | 現在の当社における地位            | 取締役会出席回数        |
|-------|------|------------------------|-----------------|
| 1 再任  | 杉本宏之 | 代表取締役会長<br>グループ執行役員CEO | —               |
| 2 再任  | 湯藤善行 | 代表取締役社長<br>グループ執行役員COO | —               |
| 3 再任  | 渡辺鷹秀 | 常務取締役<br>グループ執行役員CSO   | 94.28%（33回/35回） |
| 4 新任  | 淵脇健嗣 | —                      | —               |
| 5 新任  | 鳥居敬司 | —                      | —               |

（注）渡辺鷹秀氏の取締役会出席回数につき、特別利害関係を有し、決議に参加できない経営統合の単独議案が2回あったため、33回としております。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1                                                                                                                                                                                        | すぎもと ひろゆき<br>杉本 宏之<br>(1977年6月25日生) | 1997年1月<br>2001年12月<br><br>2017年3月<br>2022年2月<br>2022年4月<br>2022年7月<br><br>2025年6月 | 株式会社東光マンションセンター入社<br>株式会社エスグラントコーポレーション創業<br>(同社社長に就任)<br>株式会社シーラテクノロジー取締役会長<br>株式会社シーラソーラー取締役(現任)<br>株式会社シーラ取締役(現任)<br>株式会社シーラテクノロジー代表取締役会長<br>グループ執行役員CEO<br>当社代表取締役会長グループ執行役員CEO<br>(現任)<br>株式会社シーラテクノロジー代表取締役会長<br>CEO(現任) | 一株                  |
| (取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br>同氏は、株式会社シーラテクノロジーの創業者として優れた経営手腕、強力なリーダーシップ、不動産業界についての卓越した見識により、同社の成長を牽引してきました。<br>今後引き続き当社の経営改革の推進、持続的成長、企業価値向上に大きな貢献をしてくれるものとして、取締役候補者いたしました。                 |                                     |                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                |                     |
| 2                                                                                                                                                                                        | ゆとう よしゆき<br>湯藤 善行<br>(1976年6月7日生)   | 2001年4月<br>2004年3月<br>2010年9月<br><br>2022年7月<br>2022年7月<br>2025年6月                 | 日神不動産株式会社入社<br>株式会社エスグラントコーポレーション入社<br>株式会社シーラテクノロジー及び株式会社シーラ創業(同社代表取締役就任)<br>株式会社シーラテクノロジー代表取締役社長<br>グループ執行役員COO<br>株式会社シーラ代表取締役CEO(現任)<br>当社代表取締役社長グループ執行役員COO<br>(現任)<br>株式会社シーラテクノロジー代表取締役社長<br>COO(現任)                    | 一株                  |
| (取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br>同氏は、株式会社シーラテクノロジー及び株式会社シーラの創業者として優れた経営手腕、強力なリーダーシップ、不動産業界、特に開発分野についての卓越した見識により、同社の成長を牽引してきました。<br>今後引き続き当社の経営改革の推進、持続的成長、企業価値向上に大きな貢献をしてくれるものとして、取締役候補者いたしました。 |                                     |                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                |                     |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                  | 氏名(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                      | わたなべ たかひで<br>渡 辺 鷹 秀<br>(1981年12月27日生) | 2008年1月<br>2009年2月<br>2011年12月<br>2017年3月<br>2024年4月<br>2024年6月<br>2024年7月<br>2024年8月<br>2025年2月<br><br>2025年6月 | 株式会社エスグラントコーポレーション入社<br>NECソフト株式会社入社<br>日機装株式会社入社<br>株式会社シーラテクノロジー取締役<br>当社取締役 管理統括<br>当社常務取締役 管理統括<br>当社専務取締役 管理統括<br>当社代表取締役副社長<br>株式会社シーラテクノロジー 取締役<br>(非常勤)<br>当社常務取締役グループ執行役員CSO (現任)<br>株式会社シーラテクノロジー取締役 (現任)      | 一株          |
| (取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br>同氏は、事業会社での経験が豊富であり株式会社シーラテクノロジーでは、取締役として経営企画、ファイナンス、M&Aなどを主導しておりました。また、2025年6月の当社と株式会社シーラテクノロジーの経営統合にあたり、PMI (Post Merger Integration) を強力に牽引しており、引き続き当社の経営改革の推進、持続的成長、企業価値向上に大きな貢献をしてくれるものとして、取締役候補者いたしました。 |                                        |                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                          |             |
| 4                                                                                                                                                                                                                                      | ふちわき たけし<br>淵 脇 健 嗣<br>(1985年11月5日生)   | 2009年10月<br><br>2010年8月<br>2012年8月<br>2016年9月<br>2022年1月<br>2022年2月<br>2022年9月<br><br>2023年6月<br>2025年6月        | プライスウォーターハウスクーパース株式会社入社<br>GEヘルスケア・ジャパン株式会社入社<br>GE Healthcare Singapore Pte.Ltd. 入社<br>GEヘルスケア・ジャパン株式会社入社<br>株式会社シーラテクノロジー 執行役員<br>株式会社シーラソーラー代表取締役 (現任)<br>株式会社シーラテクノロジー グループ執行役員CGO<br>同社取締役グループ執行役員CGO<br>同社取締役 (現任) | 一株          |
| (取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br>同氏は、事業会社での経験が豊富であり株式会社シーラテクノロジーでは、取締役として主に再生可能エネルギー事業の成長を牽引しており、引き続き当社の経営改革の推進、持続的成長、企業価値向上に大きな貢献をしてくれるものとして、取締役候補者いたしました。                                                                                   |                                        |                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                          |             |

| 候補者番号                                                                                                                                    | 氏名(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5                                                                                                                                        | とりい けいじ<br>鳥 居 敬 司<br>(1947年7月25日生) | 1971年4月 株式会社第一銀行入行<br>2000年6月 株式会社第一勧業銀行常務取締役<br>2004年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ代表取締役副社長<br>2005年6月 みずほ情報総研株式会社代表取締役副社長<br>2009年6月 伊藤忠商事株式会社社外監査役<br>2023年7月 株式会社シーラテクノロジーズ社外取締役(現任)<br>2024年9月 3D Shareholder Services株式会社取締役会長(現任) | 一株          |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br>同氏は、大手金融機関における長年の要職経験と事業会社の監査役としての幅広い見識を元に培われた客観的かつ専門的な視点から、当社の経営への助言及び監督等の役割を適切に果たしてくれるものとして社外取締役候補者いたしました。 |                                     |                                                                                                                                                                                                                                 |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 鳥居敬司氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
 4. 当社は、鳥居敬司氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。  
 5. 当社は、鳥居敬司氏が選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。  
 6. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2025年5月31日現在の状況を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役柴田亮氏、および取締役西島信竹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役（監査等委員）候補者は次のとおりであります。

|    | 氏名   | 現在の当社における地位 | 取締役会出席回数          | 監査等委員会出席回数       |
|----|------|-------------|-------------------|------------------|
| 新任 | 浦西友義 | 取締役（社外）     | 92.3%<br>(24/26回) | 100%<br>(12/12回) |
| 新任 | 杉本佳英 | —           | —                 | —                |

（注）浦西友義氏の取締役会出席回数につき、特別利害関係を有し、決議に参加できない経営統合の単独議案が2回あったため、24回としております。

| 候補者番号                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1                                                                                                                                          | うらにしともよし<br>浦西友義<br>(1951年2月16日生) | 1974年4月 大蔵省入省<br>1997年1月 在英日本大使館公使<br>2000年7月 金融監督庁（金融庁）参事官（審議官相当、<br>監督局担当）<br>2001年7月 横浜税関長<br>2002年7月 関税局審議官<br>2003年9月 東京証券取引所執行役員、取締役常務執行役<br>2013年11月 株式会社ビックカメラ取締役専務執行役員<br>2020年4月 株式会社シーラテクノロジーズ社外取締役<br>(現任)<br>2024年8月 当社社外取締役（監査等委員）<br>2025年6月 当社社外取締役（現任） | 一株                  |
| （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）<br>同氏は、省庁における長年の要職経験と事業会社の取締役としての幅広い見識を元に培われた客観的かつ専門的な視点から、当社への経営への助言及び監督等の役割を果たしてくれるものとして監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                     |

| 候補者番号                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |                                                       | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------|---------------------|
| 2                                                                                                                                                              | すぎもと よしひで<br>杉本佳英<br>(1980年10月31日生) | 2011年4月            | リーガルパートナーズ法律事務所(現・あんしんパートナーズ法律事務所)設立                  | 一株                  |
|                                                                                                                                                                |                                     | 2015年12月           | 株式会社ブランジスタ社外取締役(現任)                                   |                     |
|                                                                                                                                                                |                                     | 2018年9月            | 株式会社NATTY SWANKY(現・株式会社NATTY SWANKYホールディングス)社外取締役(現任) |                     |
|                                                                                                                                                                |                                     | 2020年6月            | エイベックス株式会社社外取締役(監査等委員)及び報酬委員会委員長(現任)                  |                     |
|                                                                                                                                                                |                                     | 2021年1月            | Aiロボティクス株式会社社外監査役(現任)                                 |                     |
|                                                                                                                                                                |                                     | 2022年1月            | 株式会社GROWTH POWER社外監査役(現任)                             |                     |
|                                                                                                                                                                |                                     | 2022年4月            | 株式会社シーラテクノロジー社外監査役(現任)                                |                     |
|                                                                                                                                                                |                                     | 2022年4月<br>2023年4月 | 株式会社シーラ監査役(現任)<br>株式会社シーラソーラー監査役(現任)                  |                     |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br>同氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に携わってきており、豊富な知識と経験を有しております。特に、法務・コンプライアンス分野における専門性は高く、当社への経営への助言及び監督等の役割を果たしてくれるものとして監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。 |                                     |                    |                                                       |                     |

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 浦西友義氏及び杉本佳英氏は、社外取締役候補者であります。
  - 浦西友義氏の当社社外取締役就任期間は11か月で、うち監査等委員である社外取締役就任期間は9か月であります。
  - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  - 当社は、浦西友義氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。つきましては、同氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約と同内容にて責任限定契約を締結する予定です。
  - 当社は、杉本佳英氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
  - 当社は、浦西友義氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、当社は、杉本佳英氏が選任された場合、独立役員として届け出る予定です。
  - 社外取締役候補者の所有する当社株式数は、2025年5月31日現在の状況を記載しております。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制並びに監査報酬を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年6月1日現在)

|     |                                                              |           |      |
|-----|--------------------------------------------------------------|-----------|------|
| 名 称 | RSM清和監査法人                                                    |           |      |
| 事務所 | 東京事務所 東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館4階<br>神戸事務所 兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルヂング1階 |           |      |
| 沿 革 | 2004年3月 設立<br>2010年5月 RSM Internationalと業務提携                 |           |      |
| 概 要 | 資本金                                                          | 41百万円     |      |
|     | 構成人員                                                         | 社員（公認会計士） | 22名  |
|     |                                                              | 職員（公認会計士） | 71名  |
|     |                                                              | （その他の職員）  | 99名  |
|     |                                                              | 合 計       | 192名 |
|     | 関与会社                                                         | 139社      |      |

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件

当社取締役（監査等委員を除きます。以下、本議案において同じといたします。）の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第37期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社は、取締役に対し、さらなる企業価値向上のため、取締役のより一層の意欲的な活動を企図し、金銭報酬の総額を年額400百万円（うち、社外取締役分30百万円）以内に改定させていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

個々の取締役への配分につきましては、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集通知22項）に従い決定いたします。

本議案の内容は、上記改定の目的に照らし、相当であると判断しております。

なお、第3号議案（取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件）が原案のとおり承認可決されますと、金銭報酬の対象となる取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）となります。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（= Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の指名報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ていること、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集通知22項）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、本総会において第6号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額400百万円以内（うち、社外取締役分30百万円）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

なお、監査等委員会から、本制度の目的、指名報酬委員会からの答申を含む本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度の導入は相当であるとの意見表明を受けております。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に

給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

## (2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）

## (3) 信託期間

2025年11月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

## (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2026年5月末日で終了する事業年度から2028年5月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2025年11月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり101,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、303,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2025年7月17日の終値359円を適用した場合、上記の必要資金は、約109百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### (5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、取締役が付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり101,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は303,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、101,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います)。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数1,010個の発行済株式総数に係る議決権数83,565個(2025年5月31日現在)に対する割合は約1.20%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時まで当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます)。

#### (7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合及び在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 3. 取締役に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとし）。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ① 譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

#### ② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

(後掲)

取締役報酬の決定方針

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年8月9日の取締役会において、コーポレートガバナンス体制の一層の強化と下記に述べる事項に関する客観性及び透明性の確保を目的として、社外取締役等が過半数を構成する任意の指名報酬委員会を設置し取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬等を審議し、取締役会へ諮問し決定する方針を決議しております。

指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として次の事項を審議し、答申します。

- (1) 株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案
- (2) 取締役会に提出する役付取締役の選任及び解任に関する議案
- (3) 取締役会に提出する執行役員の選任及び解任に関する議案
- (4) 取締役及び執行役員が受ける報酬等の方針
- (5) 取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬等

当社の取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図ることを可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として適正な水準で支給することを基本方針とします。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、ア. に記載のとおり、指名報酬委員会にて株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、経営方針及び担当職務、目標に対する達成状況、貢献度を総合的に審議し、取締役会へ諮問し決定しております。

ウ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会において報酬水準について、適切性、妥当性等の審議を行っているため、取締役会も当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

以上

# 事業報告

(2024年6月1日から  
2025年5月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の概況

#### ①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍を経て社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられましたが、その一方で金融政策による為替変動、世界経済におきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化および中東情勢の緊迫化、欧米経済の物価高、中国を始めとする海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクが存在しております。

不動産業界におきましては、建築コストの高騰や金利上昇による懸念等により、今後の事業環境は先行きが不透明な状況が続いておりますが、当社におきましては、当社の主力事業である開発事業及び不動産販売事業を中心に活動いたしました。開発事業につきましては、足立区千住東の新規物件を開発中であり、不動産販売事業につきましては、鶴ヶ島市、草加市、渋谷区幡ヶ谷および江戸川区平井の土地、長野県佐久平の複数の分譲地、複数の区分マンション等売却いたしました。

これらの結果、当事業年度における売上高は5,419百万円（前年同期比13.7%増）、営業利益は200百万円（前年同期比32.0%減）、経常利益は222百万円（前年同期比26.4%減）となり、当期純損失は657百万円（前年は212百万円の当期純利益）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### 〔開発事業〕

開発事業につきましては、前期から販売している「ベルドゥムール秋田千秋公園」の戸別販売を継続し、売上高が27百万円（前年同期比98.3%減）、セグメント損失57百万円（前年同期はセグメント利益31百万円）となりました。足立区千住東においてマンションを開発中であり、当事業年度に着工しております。

#### 〔建築事業〕

建築事業につきましては、請負工事を主体とした株式会社シーラとの共同プロジェクトである川崎、大宮案件などの売上高が850百万円（前年同期比48.7%増）、セグメント利益が5百万円（前年同期はセグメント損失30百万円）となりました。

#### 〔不動産販売事業〕

不動産販売事業につきましては、鶴ヶ島市、草加市、渋谷区幡ヶ谷及び江戸川区平井の土地、長野県佐久平の複数の分譲地、複数の区分マンション等を売却したことによる売上高が4,044百万円（前年同期比92.7%増）、セグメント利益が531百万円（前年同期比7.1%減）となりました。

#### 〔その他事業〕

その他事業につきましては、賃貸住宅の仲介・管理及び不動産の売買仲介などを中心に売上高が495百万円（前年同期比12.6%増）、セグメント利益が168百万円（前年同期比36.1%増）となりました。

(単位：百万円)

|               | 第 46 期<br>(前事業年度) |        | 第 47 期<br>(当事業年度) |        | 増 減<br>(当事業年度－前事業年度) |        |
|---------------|-------------------|--------|-------------------|--------|----------------------|--------|
|               | 金 額               | 構 成 比  | 金 額               | 構 成 比  | 金 額                  | 増 減 率  |
| 開 発 事 業       | 1,653             | 34.7%  | 27                | 0.5%   | △1,625               | △98.3% |
| 建 築 事 業       | 572               | 12.0%  | 850               | 15.7%  | 278                  | 48.7%  |
| 不 動 産 販 売 事 業 | 2,098             | 44.0%  | 4,044             | 74.6%  | 1,946                | 92.7%  |
| そ の 他 事 業     | 440               | 9.3%   | 495               | 9.2%   | 55                   | 12.6%  |
| 合 計           | 4,765             | 100.0% | 5,419             | 100.0% | 653                  | 13.7%  |

### ②設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は33百万円であり、その主なものは、東京本社移転に係る建物附属設備の増加、社名変更に係る看板工事によるものであります。

### ③資金調達の状況

金融機関からの借入及び社債の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

|       | 期首残高  | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高  |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 長期借入金 | 1,371 | 2,328 | 653   | 3,045 |
| 短期借入金 | —     | 67    | —     | 67    |
| 社 債   | 705   | —     | 330   | 375   |

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 項 目                     | 第 44 期                    | 第 45 期                    | 第 46 期                    | 第 47 期                    |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
|                         | 自2021年6月1日<br>至2022年5月31日 | 自2022年6月1日<br>至2023年5月31日 | 自2023年6月1日<br>至2024年5月31日 | 自2024年6月1日<br>至2025年5月31日 |
| 売 上 高                   | 6,064                     | 7,444                     | 4,765                     | 5,419                     |
| 経 常 利 益                 | 1,018                     | 1,081                     | 302                       | 222                       |
| 当期純利益又は純損失 (△)          | 835                       | 765                       | 212                       | △657                      |
| 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円) | 78.85                     | 72.27                     | 20.10                     | △56.20                    |
| 総 資 産 額                 | 18,948                    | 17,237                    | 15,156                    | 16,748                    |
| 純 資 産 額                 | 11,109                    | 11,446                    | 11,252                    | 11,066                    |
| 1株当たり純資産額 (円)           | 1,049.08                  | 1,080.93                  | 1,062.61                  | 917.56                    |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年5月31日現在)

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

昨今の外部環境は急速に変化しており、グローバル経済の不安定化、特に急激な円安により建材や資材の価格が高騰し、開発・仕入原価が増加するなど、企業経営を取り巻くリスクは一層増えています。不動産業界においても、従来型のビジネスモデルの限界が顕在化しており、市場ニーズや構造変化に柔軟に対応できる経営体制の構築が急務となっております。

当社においても、業績の低迷が続いておりこれまでの事業の在り方そのものを見直す必要に迫られています。

このような状況の下、2025年6月1日に株式会社シーラテクノロジーズと経営統合を行い、以下の方針のもと、抜本的な改革に取り組んでまいります。

##### ① 経営統合による新たな成長基盤の構築

シーラグループの開発・販売ノウハウを活かし、都市部を中心とした収益性の高い不動産開発を加速、良質な案件を迅速に確保できる体制を整備し、収益力の向上を図ります。

##### ② 経営ガバナンスとコンプライアンス体制の構築

社外取締役・監査役の登用を進め、経営の監視機能を強化し、全社員を対象とした法令遵守・倫理研修を制度化し、健全な企業文化を再構築します。内部通報制度の再整備や定期的なリスクレビューの導入により透明性と信頼性を高めます。

##### ③ 財務体質の強化と黒字転換への具体策

不採算事業の整理と収益性の高い分野への集中を行い、不要資産の売却やコスト構造の見直しにより、キャッシュフローの安定化を図ります。

シーラグループの顧客基盤や販売チャネルを活用し、短期的な売上拡大を目指します。

##### ④ 企業文化と人材戦略の刷新

当社のスローガンである「世界中の不動産投資を民主化する」という価値観のもと、新たな組織文化を形成します。実務能力に加え、高い倫理観と自立性を持つ人材の教育を推進します。

#### (5) 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

当社は、建設業法による特定建設業者の埼玉県知事許可〔(特-6) 第77356号〕を受け、建築及びそれに関連する事業、並びに宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の国土交通大臣免許〔(2) 第8560号〕を受け、不動産に関連する事業を主として行っておりましたが、株式会社シーラテクノロジーズとの経営統合を踏まえ、建築事業を子会社に集約するため、2025年5月31日をもって特定建設業者の埼玉県知事許可〔(特-6) 第77356号〕を廃業しました。

事業内容については次のとおりであります。

| 区 分           | 事 業 の 内 容                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------|
| 開 発 事 業       | 分譲・賃貸マンション、戸建分譲住宅企画設計、施工、販売。<br>ビジネスホテル及び複合オフィスビルの開発、販売。 |
| 建 築 事 業       | 建築物の企画設計、施工及び中高層建築物における躯体工事の内、型枠工事の施工。                   |
| 不 動 産 販 売 事 業 | 一般不動産の売買。                                                |
| そ の 他 事 業     | 賃貸物件の仲介・管理及び不動産の売買仲介。                                    |

#### (6) 主要な営業所 (2025年5月31日現在)

本 店 埼玉県草加市金明町389番地 1  
越 谷 支 店 埼玉県越谷市増森86番地  
東 京 本 社 東京都中央区日本橋小伝馬町15番18号

(注) 当社は、2025年6月1日付で本店所在地を「東京都渋谷区広尾1丁目1番39号」へ変更しております。また、同日付けで本店であった「埼玉県草加市金明町389番地1」は草加支店へ変更しており、東京本社は閉鎖しております。

#### (7) 使用人の状況 (2025年5月31日現在)

| 使 用 人 数 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|---------|-------------|
| 32名     | 42.4歳   | 7.3年        |

(注) 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況 (2025年5月31日現在)**

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-----------|
|                     | 百万円       |
| 東 京 東 信 用 金 庫       | 658       |
| 株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行 | 594       |
| 東 京 信 用 金 庫         | 500       |
| 株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行   | 484       |
| 株 式 会 社 香 川 銀 行     | 348       |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行     | 181       |
| 東 京 シ テ ィ 信 用 金 庫   | 142       |
| 埼 玉 縣 信 用 金 庫       | 136       |
| 株 式 会 社 群 馬 銀 行     | 67        |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2025年6月1日に商号を株式会社クミカから株式会社シーラホールディングスへ変更いたしました。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2025年5月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,000,000株
- ②発行済株式の総数 12,060,300株
- ③株主数 11,194名
- ④大株主 (上位10名)

| 株 主 名                       | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|-----------|---------|
|                             | 株         | %       |
| 株 式 会 社 シ ー ラ テ ク ノ ロ ジ ー ズ | 3,688,300 | 30.58   |
| 株 式 会 社 フ ァ ー ス テ イ         | 315,000   | 2.61    |
| 株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行           | 310,000   | 2.57    |
| 東 京 東 信 用 金 庫               | 200,200   | 1.65    |
| 中 島 和 信                     | 131,900   | 1.09    |
| 島 袋 完 溪                     | 96,800    | 0.80    |
| 加 藤 誠 悟                     | 95,200    | 0.78    |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社         | 95,000    | 0.78    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社             | 85,100    | 0.70    |
| 小 沼 正                       | 81,500    | 0.67    |

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況 (2025年5月31日現在)

#### ①取締役の状況

| 地 位                      | 氏 名     | 担 当 | 重要な兼職の状況               |
|--------------------------|---------|-----|------------------------|
| 代表取締役社長                  | 飯 島 弘 徳 |     | —                      |
| 代表取締役副社長                 | 渡 辺 鷹 秀 |     | 株式会社シーラテクノロジー取締役 (非常勤) |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 柴 田 亮   |     | クローバー会計事務所所長           |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 浦 西 友 義 |     | 株式会社シーラテクノロジー取締役 (社外)  |
| 社 外 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 西 島 信 竹 |     | —                      |

- (注) 1. 取締役柴田亮氏、浦西友義氏及び西島信竹氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員柴田亮氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
・監査等委員柴田亮氏は、税理士と公認会計士の資格を有しております。
3. 当社は、取締役柴田亮氏、浦西友義氏及び西島信竹氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりません。その理由は以下のとおりです。  
・当社の監査等委員は各種会議、委員会などに参加して情報の収集を適宜行っております。  
・加えて当社の監査等委員は内部監査室長及び執行役員から定期的に内部監査の状況、事業の概況をヒアリングしております。  
上記のことから監査の実効性を確保しているため、常勤の監査等委員を設置しておりません。
5. 取締役 (監査等委員) 戸田良一氏及び大久保博雄氏は、2024年8月29日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって取締役 (監査等委員) を辞任いたしました。

| 氏 名       | 辞 任 日      | 辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|------------|---------------------|
| 戸 田 良 一   | 2024年8月29日 | 社外取締役 (監査等委員)       |
| 大 久 保 博 雄 | 2024年8月29日 | 社外取締役 (監査等委員)       |

6. 2025年2月14日開催の臨時株主総会にて承認可決を受け、2025年5月20日開催の取締役会において、2025年6月1日付の新体制を決議しております。これに伴う異動は次の通りです。

| 氏名      | 旧役職              | 新役職                    |
|---------|------------------|------------------------|
| 杉 本 宏 之 | —                | 代表取締役会長<br>グループ執行役員CEO |
| 湯 藤 善 行 | —                | 代表取締役社長<br>グループ執行役員COO |
| 渡 辺 鷹 秀 | 代表取締役副社長         | 常務取締役<br>グループ執行役員CSO   |
| 飯 島 弘 徳 | 代表取締役社長          | 取締役                    |
| 浦 西 友 義 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 社外取締役                  |
| 横 山 敬 子 | —                | 社外取締役<br>(監査等委員)       |

## ②取締役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

### ③社外取締役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、現在当社の社外取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。

### ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在籍していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

### ⑤取締役の報酬等の額

#### ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年8月9日の取締役会において、コーポレートガバナンス体制の一層の強化と下記に述べる事項に関する客観性及び透明性の確保を目的として、社外取締役等が過半数を構成する任意の指名報酬委員会を設置し取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬等を審議し、取締役会へ諮問し決定する方針を決議しております。

指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として次の事項を審議し、答申します。

- (1) 株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案
- (2) 取締役会に提出する役付取締役の選任及び解任に関する議案
- (3) 取締役会に提出する執行役員の選任及び解任に関する議案
- (4) 取締役及び執行役員が受ける報酬等の方針
- (5) 取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬等

当社の取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図ることを可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として適正な水準で支給することを基本方針とします。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、ア. に記載のとおり、指名報酬委員会にて株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、経営方針及び担当職務、目標に対する達成状況、貢献度を総合的に審議し、取締役会へ諮問し決定しております。

ウ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会において報酬水準について、適切性、妥当性等の審議を行っているため、取締役会も当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 取締役の報酬等の額

| 役員区分                    | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-------------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                         |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)       | 55              | 55               | —           | —          | 3                     |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 12<br>(12)      | 12<br>(12)       | —           | —          | 5<br>(5)              |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第37期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第37期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

⑥社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

| 区分    | 氏名    | 兼職先            | 兼職内容  | 当該他の法人等との関係                      |
|-------|-------|----------------|-------|----------------------------------|
| 監査等委員 | 柴田 亮  | クローバー会計事務所     | 所長    | 当社とクローバー会計事務所との間には特別な関係はありません。   |
| 監査等委員 | 浦西 友義 | 株式会社シーラテクノロジーズ | 社外取締役 | 株式会社シーラテクノロジーズは当社のその他の関係会社であります。 |
| 監査等委員 | 西島 信竹 | —              | —     | —                                |

イ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名    | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>監査等委員 | 柴田 亮  | 当事業年度に開催された取締役会35回開催のうち35回に、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、財務・会計及び税務に関する税理士としての専門的な見地から、会計・内部統制の構築・維持に関する発言を行うなど重要な役割を果たしております。                                                                                                                          |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 浦西 友義 | 社外取締役就任後に開催された取締役会26回開催のうち24回に、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、省庁における長年の要職経験と事業会社の取締役としての幅広い鑑識を元に培われた客観的かつ内部統制・コーポレートガバナンスに関する専門的な見地から、内部統制の構築・維持やコンプライアンス遵守に関する発言を行うなど重要な役割を果たしております。<br>なお、取締役会出席回数につき、特別利害関係を有し、決議に参加できない経営統合の単独議案が2回あったため、24回としております。 |
| 社外取締役<br>監査等委員 | 西島 信竹 | 社外取締役就任後に開催された取締役会26回開催のうち26回に、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、大手金融機関における長年の要職経験と事業会社の監査役としての幅広い見識をもとに培われた客観的かつ専門的な視点から経営への助言及び監督等の重要な役割を適切に果たしております。                                                                                                     |

(注) 1. 各氏は、取締役会及び監査等委員会において、各々の豊富な経験及び知見に基づき、業務の適法性の観点から監査業務全般について発言するとともに、会計監査人との意見交換を実施し、必要な提言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①名称

太陽有限責任監査法人

##### ②報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 25百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を、報告いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提案議案の内容を決定いたします。

##### ⑤会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けるとともに、安定的かつ恒久的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりましたが、減配のお知らせにてお示しいたしましたとおり、第47期の業績動向、財務状況等を総合的に勘案した結果、

業績予想を下方修正し、それに伴い、年間配当金を3.50円（中間配当2.00円・期末配当1.50円）にいたします。

## (6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、次のとおり内部統制システムの基本方針を決議しています。

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため内部監査室を置き、必要な人員を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ② 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
内部監査室のスタッフの任命、人事異動等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と内部監査室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ③ 取締役及び使用人等が監査等委員会又は内部監査室に報告をするための体制  
ア. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員により違法又は不正な行為を発見したとき、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会又は内部監査室に報告する。  
イ. 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会又は内部監査室と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
- ④ 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。
- ⑤ 監査等委員会等の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
ア. 当社は、監査等委員会等がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「監査等委員会監査等基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務の処理をすることとしております。  
イ. 監査等委員会等が、監査等委員の職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社は、その費用を負担することとしております。  
ウ. 監査等委員会等は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとしております。

- ⑥その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会が行う、内部監査部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保できるように留意する。
- ア. 代表取締役社長と監査等委員会又は内部監査室との間の定期的な意見交換会を実施します。
  - イ. 取締役会と内部監査室との間の定期的な意見交換会を実施します。
  - ウ. 監査等委員会又は内部監査室が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行います。
  - エ. 監査等委員会又は内部監査室は、当社会計監査人である太陽有限責任監査法人と、定期的に意見交換会を実施します。
- ⑦取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、当社のコンプライアンスポリシー（企業行動基準、企業行動憲章等）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
  - イ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門を設置する。コンプライアンス担当部門は定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施する。
  - ウ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ⑧取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制  
社内規程に従って管理を行い、監査等委員会の要求があった場合、取締役は速やかに、当該情報・文書を提出するものとする。
- ⑨損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. リスク管理部門（管理部）が、「危機管理規程」に基づき、リスク管理活動を統括し、その他の規程の整備とその運用を図る。
  - イ. 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
  - ウ. 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  - エ. リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会に報告する。
- ⑩取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 職務権限及び意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、併せて運用状況を定期的に検証する。
  - イ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門が内部監査を実施する。
- ⑪会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - イ. 管理部はグループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

## (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

### ① 監査等委員会による監査の実効性確保に関する取組み

- ア. 監査等委員会の監査業務等を補助するため、社内規程に基づき内部監査室を設置し、専属のスタッフを配置しております。  
また、同規程において、専属のスタッフについて執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けております。
  - イ. 監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な予算を適切に確保するとともに、費用等の支払いを行っております。
  - ウ. 監査等委員からあらかじめ要請を受けた重要会議への出席機会や文書の提供について、適切に対応しているほか、監査等の観点から重要な案件については、監査等委員に対して個別に報告を実施しております。
  - エ. 監査等委員との間では内部監査部門が定期的に情報共有を行っているほか、監査等委員は、代表取締役社長及び業務執行部門幹部との定期的な会合や、会計監査人との意見交換を行っております。
  - オ. 内部通報制度により通報を受けた内容等については、その全件について、監査等委員に対して報告を行っております。また、内部通報者について、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しております。
- ### ② 取締役及び使用人の職務執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する取組み
- ア. コンプライアンスに関する取組みとして、当社のコンプライアンスポリシーを制定し、コンプライアンス担当部門は定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、各部門の課題を踏まえた内部監査の実施等に努めております。
  - イ. 当事業年度においては取締役会を35回開催し、各議事に対し審議を尽くしているほか、社外取締役と代表取締役社長のみを構成員とする会合を開催し、企業統治に関する事項を中心に社外取締役の意見を広く聴取するなど、当社経営の健全性・透明性を高める取組みを実施しております。

③取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に記録の上、取締役の求めに応じて常時閲覧できるよう管理しております。また、情報漏えいや消失等を防ぐために適切な措置を講じており、定期的に当該措置に係る点検を行っております。

④損失の危機の管理に関する取組み

ア．開発工事や受注工事等については、工事基準を整備し、リスクに係る事項についての管理を行っております。

イ．顕在化した重大リスクについては、事案解決のための全社的・専門的組織がこれを担当して、適切に対応しております。

⑤取締役の職務執行における効率性確保に関する取組み

定款の規定に基づき重要な業務執行の決定の一部を代表取締役社長に委任するとともに、取締役会で審議すべき事項に関する基準を取締役会規程において定め、取締役の職務執行の効率性・機動性の向上を図っております。

⑥企業集団における業務の適正性確保に関する取組み

グループ会社の管理責任体制等について社内規程を定め、グループ会社における経営上の重要事項について報告を受けております。

⑦反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

ア．反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係をもたない。

イ．不当要求の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が、連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

**(8) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,399,000</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,404,395</b>  |
| 現金及び預金          | 7,959,765         | 支払手形            | 25,900            |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 524,770           | 工事未払金           | 193,951           |
| 販売用不動産          | 2,947,704         | 買掛金             | 38,634            |
| 開発用不動産          | 607,467           | 短期借入金           | 67,900            |
| 未成工事支出金         | 1,319             | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,023,960         |
| その他の棚卸資産        | 15,592            | 1年内償還予定の社債      | 200,000           |
| 前渡金             | 107,500           | 未払金             | 111,179           |
| 前払費用            | 25,792            | 未払法人税等          | 8,873             |
| 短期貸付金           | 181,497           | 未払法務料           | 207,000           |
| 1年内回収予定の長期貸付金   | 728               | 契約負債            | 11,253            |
| その他の金融資産        | 166,723           | 預り金             | 46,189            |
| 貸倒引当金           | △139,861          | 前受収益            | 362,741           |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,349,479</b>  | 完成工事補償引当金       | 1                 |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,891,399</b>  | 偶発損失引当金         | 75,460            |
| 建物              | 186,697           | 偶発損失引当金         | 31,349            |
| 構築物             | 191,411           | <b>固定負債</b>     | <b>3,278,054</b>  |
| 車両運搬具           | 7,940             | 社長期借入金          | 175,000           |
| 工具、器具及び備品       | 6,292             | 退職給付引当金         | 2,022,030         |
| リース資産           | 460               | 債務保証損失引当金       | 21,664            |
| 土地              | 1,498,597         | 債権引当金           | 226               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,614</b>      | 預り証債            | 79,568            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,455,465</b>  | リース             | 979,566           |
| 投資有価証券          | 688,194           | 投資不動産           | 452,230           |
| 関係会社株           | 48,265            | 長期貸付金           | 19,917            |
| 出資              | 48,964            | 長期前払費用          | 1,617             |
| リース投資           | 979,566           | 繰延税金資産          | 192,080           |
| 投資不動産           | 452,230           | その他の金融資産        | 45,234            |
| 長期貸付金           | 19,917            | 貸倒引当金           | △20,605           |
| 長期前払費用          | 1,617             | <b>資産合計</b>     | <b>16,748,480</b> |
| 繰延税金資産          | 192,080           | <b>負債の部</b>     | <b>5,682,450</b>  |
| その他の金融資産        | 45,234            | <b>純資産の部</b>    | <b>11,040,799</b> |
| 貸倒引当金           | △20,605           | 株主資本            | 2,300,774         |
| <b>資産合計</b>     | <b>16,748,480</b> | 資本剰余金           | 2,272,083         |
|                 |                   | 資本準備金           | 2,272,083         |
|                 |                   | 利益剰余金           | 6,467,941         |
|                 |                   | 利益準備金           | 62,800            |
|                 |                   | その他利益剰余金        | 6,405,141         |
|                 |                   | 別途積立金           | 4,076,000         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金         | 2,329,141         |
|                 |                   | 評価・換算差額等        | 25,229            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 25,229            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>11,066,029</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>16,748,480</b> |

# 損益計算書

(2024年6月1日から  
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金        | 額              |
|--------------|----------|----------------|
| 売上           |          | 5,419,140      |
| 売上           |          | 4,494,969      |
| <b>売上総利益</b> |          | <b>924,171</b> |
| 販売費及び一般管理費   |          | 723,285        |
| <b>営業利益</b>  |          | <b>200,885</b> |
| 受取利息         | 2,782    |                |
| 受取配当金        | 16,810   |                |
| 受取手数料        | 3,074    |                |
| 投資事業組合運用益    | 61,758   |                |
| 雑収入          | 16,192   |                |
| <b>営業外費用</b> |          | <b>100,619</b> |
| 支払利息         | 32,228   |                |
| 社債利息         | 1,954    |                |
| 支払手数料        | 23,490   |                |
| 為替差損         | 7,452    |                |
| 雑損           | 13,430   |                |
| <b>経常利益</b>  |          | <b>78,556</b>  |
| 特別利益         |          | <b>222,949</b> |
| 固定資産売却益      | 4,384    |                |
| <b>特別損失</b>  |          | <b>4,384</b>   |
| 固定資産除却損      | 6,437    |                |
| プロジェクト撤退損    | 437,822  |                |
| 株式交換関連費用     | 107,580  |                |
| 債権放棄損        | 226,000  |                |
| 本社移転損        | 22,946   |                |
| <b>当期純損失</b> |          | <b>800,786</b> |
| 法人税、住民税及び事業税 | 184,980  |                |
| 法人税等調整額      | △100,521 |                |
| <b>当期純損失</b> |          | <b>573,452</b> |
|              |          | <b>84,459</b>  |
|              |          | <b>657,912</b> |

## 株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から  
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                 |               |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------------|---------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 2,000,792 | 1,972,101 | -               | 1,972,101     |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                 |               |
| 新 株 の 発 行               | 299,982   | 299,982   |                 | 299,982       |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |                 |               |
| 自 己 株 式 の 消 却           |           |           | △161,947        | △161,947      |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |           |           | 161,947         | 161,947       |
| 当 期 純 損 失               |           |           |                 |               |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 299,982   | 299,982   | -               | 299,982       |
| 当 期 末 残 高               | 2,300,774 | 2,272,083 | -               | 2,272,083     |

|                         | 株 主 資 本   |                 |           |               |
|-------------------------|-----------|-----------------|-----------|---------------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                 |           |               |
|                         | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金 計 合 |
| 別 途 積 立 金               |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   |           |               |
| 当 期 首 残 高               | 62,800    | 4,076,000       | 3,279,020 | 7,417,820     |
| 当 期 変 動 額               |           |                 |           |               |
| 新 株 の 発 行               |           |                 |           |               |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |                 | △130,018  | △130,018      |
| 自 己 株 式 の 消 却           |           |                 |           |               |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |           |                 | △161,947  | △161,947      |
| 当 期 純 損 失               |           |                 | △657,912  | △657,912      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |                 |           |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -         | -               | △949,878  | △949,878      |
| 当 期 末 残 高               | 62,800    | 4,076,000       | 2,329,141 | 6,467,941     |

(単位：千円)

|                                        | 株 主 資 本  |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計  |
|----------------------------------------|----------|-------------|----------------------------|------------------------|------------|
|                                        | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高                              | △161,947 | 11,228,766  | 24,087                     | 24,087                 | 11,252,854 |
| 当 期 変 動 額                              |          |             |                            |                        |            |
| 新 株 の 発 行                              |          | 599,964     |                            |                        | 599,964    |
| 剰 余 金 の 配 当                            |          | △130,018    |                            |                        | △130,018   |
| 自 己 株 式 の 消 却                          | 161,947  | -           |                            |                        | -          |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替                       |          | -           |                            |                        | -          |
| 当 期 純 損 失                              |          | △657,912    |                            |                        | △657,912   |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |          |             | 1,141                      | 1,141                  | 1,141      |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | 161,947  | △187,966    | 1,141                      | 1,141                  | △186,824   |
| 当 期 末 残 高                              | -        | 11,040,799  | 25,229                     | 25,229                 | 11,066,029 |

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年7月28日

株式会社シーラホールディングス  
取締役会 御 中

### 太陽有限責任監査法人

#### 東京事務所

|                    |       |     |     |
|--------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岩 崎 | 剛   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大 兼 | 宏 章 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーラホールディングス（旧社名 株式会社クミカ）の2024年6月1日から2025年5月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

- 重要な後発事象に関する注記（株式交換）に記載されているとおり、会社は2025年6月1日を効力発生日として、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社シーラテクノロジーズを株式交換完全子会社とする株式交換を行った。
- 重要な後発事象に関する注記（多額の資金の借入）に記載されているとおり、会社は物件購入資金及びP J資金に充当するため、2025年6月24日及び2025年6月27日に資金の借入を実行した。
- 重要な後発事象に関する注記（多額の資金の貸付）に記載されているとおり、会社はその他の関係会社の子会社である株式会社シーラに対し、2025年6月4日付で金銭消費貸借契約を締結し、同日付で貸付を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月30日

株式会社シーラホールディングス

監査等委員会

|           |   |   |     |   |
|-----------|---|---|-----|---|
| 監 査 等 委 員 | 柴 | 田 | 亮   | Ⓔ |
| (社外取締役)   |   |   |     |   |
| 監 査 等 委 員 | 西 | 島 | 信 竹 | Ⓔ |
| (社外取締役)   |   |   |     |   |
| 監 査 等 委 員 | 横 | 山 | 敬 子 | Ⓔ |
| (社外取締役)   |   |   |     |   |

以 上

# [ 第47期定時株主総会会場ご案内図 ]

会場：(Croak Prime Studio)  
150-0012 東京都渋谷区広尾1-1-7  
恵比寿プライムスクエアシティ1階  
電話 03-6455-1258

交通：JR恵比寿駅西口 徒歩9分  
東京メトロ日比谷線 恵比寿駅 1番出口 徒歩10分  
※ご来場の際は公共交通機関のご利用をお願いいたします。

